

本表は、昭和十一年の調査結果を基に、工場内の消費量と利用したての概算を比較し、
 各工場の消費量と利用したての概算を比較し、使用材料等は次表に示す通りである。

全機材の概算表（一覧表）

機材名	機式	個数	単位	概算	備考
各種機材	蒸氣式	四	斗	三〇〇〇	
鴨舌	四斗	九	斗	三〇〇〇	
中台	野野釜	二	斗	一五〇〇	
橋脚	一斗	三五	斗	三〇〇〇	
馬塚	二斗五升	一	斗	三〇〇〇	
池上	三〇			三〇〇〇	
倉庫	設備ナシ			一〇〇〇	倉庫設備

地方別	支給		乾	支給	外食
	日数	食取			
東海北陸近畿	三	九	四五〇	二	六
東山陽四国	四	一三	九〇〇	四	六
九州	五	一五	九〇〇	四	六
北陸	六	一八	九〇〇	四	六
山陽	八	二四	九〇〇	四	六
近畿	八	二四	九〇〇	四	六
東海	八	二四	九〇〇	四	六
北陸	八	二四	九〇〇	四	六

備 考	佐渡島	東京郡大島	三宅島	八丈島	天草郡島 屋久島 対馬島 壱岐島 長門島
	五	五	六	六	七
	一五	一五	二一	一八	二一
	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇	九〇〇
	四	四	四	四	四
	六	六	六	六	六
	九	九	一二	一五	一五

一 靴ハニにて重量に若干差異あるも(一袋ニ三〇斤)は
 一袋に行其の差一〇斤を出て(一袋ニ三〇斤)は
 準とす。

被取給回状況

摘要

當向に收取し居引揚者は米本二、加拿大、太平洋諸島及澳洲、山マロ、スマトラ、マレ
ー、佛印、支那大陸、滿洲等ありり。地獄ガクノ歸還者ノリテ持持荷物ノ着架程度は文
字通り十差漏別と之を一定の基準に纏めて取扱ふことには全く困難ありり。其業務遂行上
取扱へ下振振支給基準を定めて特殊事情ありり。そのん対しては臨機に措置を講じて忠実等と
避けりこととし居。

二、認定方法及支給基準

(一)認定方法

程度認定は上陸の隊根臨検官に及止場、綜合的又觀察して其の程度と定り収容す。復
護所長に通知す。

復護所長は引揚者代表と親しく而格し、出発前ノ其地ノ実情又各個人ノ持持荷物ノ内容

等々照取し本局を踏詳査し全據り支給標準を決定す。

(二)支給基準

業務開始當初は引揚者全般納り支給基準等は定かりれてあり。其陸軍にありては上陸地支
取、為單にありり。復護所長、其間は神奈川縣に於て夫々各自に保管物帳(大蔵省保

一人臨時大限度
 別丁、不知く何れも左の範圍内に於て事情に即し之を行小カサトナ
 須知、人及一般引揚印人の持寸、襪、足指口地方引揚後、局又は同去、濕所、以於て、重、三、

- 帽 (上下) 一着
- 帽子 一個
- 下着 (襦袢袴下) 一着
- 脚絆 一双
- 靴又は地下足袋 一足
- 靴下 一足
- 毛布 一枚
- 外套 一着
- 衣裳 一個
- 手袋 一双
- 雨外套 一着

(別表第三)

外地引揚者被服支給基準(一般男子)

昭和二十一年三月二日施行

品目	支給基準	甲	乙
帽	一頂	支給	支給
季節服(上下)	一着	同	同
季節下着(福村袴等)	一着	同	同
雨外套	一着	支給	支給
外套	一着	支給	支給
毛布	一反	支給	支給
靴又は地下足袋	一足	支給	支給
靴	一足	支給	支給
下	一足	支給	支給

一 被服支給基準は右表のとおりとし、
 支給に当たっては、
 二 甲級・PW被服着用者等にして全く他に被服を所持せざる者
 乙級・甲流に該当者以外の者

品目	支給基準	甲	乙
雨	一着	支給	支給
靴	一足	支給	支給
下	一足	支給	支給
毛布	一反	支給	支給
靴又は地下足袋	一足	支給	支給
靴	一足	支給	支給
下	一足	支給	支給

この状況に於て、
 支給基準は減少するに及ぶべし

品名	単位	数量
水	個	1
筒	個	1
筒	個	1
筒	枚	5
本	本	2
和子	枚	1
石	個	1
紙	帖	1
箋	冊	1
筒	枚	10
筒	枚	1
手	組	1
針	組	1
糸	個	1
セ	個	1
ビス	個	1

注意
 1. 子供用婦人の準じ別の基準を定めた
 2. 婦人子供被服は男子用品と比し形状品類正及々るに付細取品を支給場合あり
 3. 履物とは下駄半履を意味する

(別表 第五)

外地引揚者被服類日用品標準支給率

(昭和二十一年十月九日改定)

品目	正合		第一	第二	第三
	男	女			
帽子	1	1	1	1	1
季節服上	2	2	1	1	1
季節服下	1	1	1	1	1
季節下着上	1	1	1	1	1
季節下着下	1	1	1	1	1
襪 (2双以上)	1	1	1	1	1
靴下又は足袋	2	2	1	1	1
靴又は足袋	1	1	1	1	1
手拭	1	1	1	1	1
外着	1	1	1	1	1
雨外着	1	1	1	1	1

品目	単位	設置台				第一	第二
		1	2	3	4		
毛	枚	成人者(獨身者)	2-3人/世帯	4-5人/世帯	6人以上/世帯	1	0.5
布	枚	成人者	2	3	4	1	1
衣	個	成人者	1	1	1	1	1
手拭	枚	成人者	1	1	1	1	1

以外は次の三段階に区分し別表外地引揚者被服類及日用品等支給率標準以外の物資に於ては引揚者の実態に応じ援護所長に於て

支給率

第一號 着座並に携行品の甚しく劣悪なるもの
第二號 着座並に携行品の普通以下と認められるもの
第三號 着座並に携行品より致令良好なるもの
第四號 着座並に携行品より致令普通と認められるもの

（四）支給正分

イ 性別は左の通りとする

男子——十七年以上 母——十七年以上 子供——十六年未満

ロ 季節の正分は左の通りとする

夏 自 四月 一日 至 九月 三十日

冬 自 十月 一日 至 三月 三十日

ハ 専らとは左の十一道府縣とする

北海道 東北各縣 富山 石川 新潟 長野
女子供には女子工賃用品を或可く支給し男子用品を支給しない。

第六節 収容施設状況

(一) 概況

昭和二十年十月八日第一回渡員船「氷川丸」が「ミレー島」から帰還する陸軍一〇二〇名、海軍一五八〇名計二五八〇名の傷病兵を乗せて敗戦分祖國浦賀に入港した當時引揚者収容施設としては僅に海軍が久留米の元海軍工作学校跡に横須賀陸軍復員収容部を持つてゐたのみで其の収容作業は海軍関係者が當つた。同年十月十日には陸軍に於て馬場元重砲兵学校跡に関東上陸地支局を設立し収容所を馬場(元重砲兵学校跡)、横須賀(元重砲兵隊跡)に置き神奈川県に於ては元浦賀トツシ徴用工場宿舎に神奈川県引揚民事務所を設立し、海陸各々上陸部度浦賀港に出張し別個に独自の方法を以つて揚陸作業を行つた。

地方援護局官制公布後は此等の収容作業は此種され四月六日以後の引揚者は悉べて新設援護所を通過する事となつた。

(二) 上陸指導及収容作業

1. 入港予定

まとして艦艇運航部から入港予定が予報されるのであるが、予定変更は極めて多く實際に確定するものは前日、時にはその当日のこともある。而も其の場合には入港直前まで不明の場合が多い。

又入港予定が判然としても其の人員が判然としない場合がある。入港予定が判明し人員を把握しては、上陸予定が判明され收容施設所が決定するものである。この運航部、船舶運送会との連絡は常に開始する。是等の下に敏捷な処理を必要とした。

2. 上陸予定

艦艇の入港に上陸期日が決定するのは、日午後四時止の各援護所に於ける收容力の翌日の送出手

引揚人員の検査結果、軍人、軍馬、一般の別、母子別、健康状況、積荷物の検査結果の相違
のたの米軍附設の場下に依られた人員の来船を許可せしめ引揚場の場下に終しての事前連絡を行つ
た。

(2) 来船名表

揚陸後の各種検査業務の基礎資料として船内連絡の際、各代表、引揚者より受領した。

(3) 上陸

上陸予定の通報に依つて関係各部隊及び揚陸所では夫々準備を開始するのであるが、上陸の都度各分
担隊員が直接現場に出発し上陸の指導に當るのである。運航部の干により上陸用舟艇を母船から直
接に到着させるが、上陸すると舟艇毎に上陸した人員を纏めて引揚者に村する積荷をすする。従つて明
次に開始される検査積荷物の案内から揚陸所に到着する迄の説明注意の伝達等終つて備へた。各と
通じて行つた。

引揚所物の兵隊、消毒、検査、健康診断、予防接種、D.D.T.消毒等を済ませ終つた。各分
揚陸所に向ふのである。

(4) 宿舎収容

上陸場より荷物の検査業務を終へて揚陸所に到着するのであるが、積荷、池上各種揚陸所への輸送
は主として電車利用、他は自動車輸送を行つた。

積荷状況

物は如何なる時も必ず自動車で輸送した。揚陸所に着く直ちに人員の再検査を行つた。大抵
食料、食料類、清掃用具を配り給養の準備を急ぐと共に送込(海兵)に必要な資料を調査
し、当分のである。

積荷を期する為には各種の積荷手続きは迅速に為さねばならないが宿泊日数を短縮すること、積
荷を期することの両方を期し難い。送出手続きは軍人と民間人とは多少異なる所あり、軍人は統制も
動も目的の訓練に要するもので速かに終了し、当初は二泊三日を原則とし送込しておつたが、
急ぎから一週間を要してゐたが、益々増加する引揚者の処理を効率的に行ふ必要上宿泊日
を短縮せられた。其の結果宿泊期間は二泊二日に短縮されたが当局に於ては正に驚異的であ
る。

引揚所とコロンブス流行地域よりの引揚所を以て総て揚陸所に収容と同時に隔離され検
査結果を決定して送込し決定するのである。検査の結果が判明するものは、二泊三日の
検査を完了し検査結果が判明する迄待機してゐる。送込と決定して
他の事由で長期宿泊する。長期宿泊者は主として神経系に入つた。

面のが大部分であつたのは固苦々、その数戦を憶はせらるゝのに充分であつ
た。検査者たかある、物とたれものがあるよ。

計 海軍 四八二
 陸軍 一六五七
 計 一、一三九

(外)ニ一八二 入院患者
 三二二
 (内)九四三 入院患者
 二五三〇
 (内)一六二七 入院患者
 一三〇五 全負患者

(ウ)ニ一四一五 有馬山丸
 の七船が患者を輸送して入院した代償的なものと云へよう。
 此の十四日十五日の有馬山丸を除いては然る候で雨も設備の悪かつた浦賀時代に引揚て来たのは余に傷ましかつた。
 入院患者で歩行出来るのは皆無で健康と称せられるものも榮養失調と「マラリヤ」で四つ違ひにならなければ歩けるものが相当あつた。

瘧疾におとろへた向林、青味がかつた橘色の皮膚、服の色も「ドンヨリ」として生色なく全く生きる足にはこの称名を指すのだと思へた。
 舟村邸から搬送した毛布、外装、各国立病院から動員した担架も浦賀の岸壁一体に準備されたが輸送機を「フル」に活用すべくすまもなく肌へと刺す寒風が遠慮なく生ける死に吹かす所だ。

「フル」での高熱九の上陸時には九時上陸を開始したのに凍死したものは九時上陸の第一陣で凍死した。高熱九の凍死は、作死に從事した者全員が「スブヌレ」だつた。
 一月十二日、ゴエホラル、ゴルドン、ポートランド 四二七二
 一月十八日、ゴエホラル、ノインクス、バシクーパー 一三一九

北極圏に入港したけれども、カイパン、ニューヤニマ、フィリッピン等よりの引揚者と異なり、北極圏は立派であつた。従つて上陸作業時は荷物の荷役のため大きな努力を必要とした。荷物の重さを下ろしてついで母乳がない人が大部分なりで米袋からの引揚と云ふと前以て、荷物の重さを下ろした。本誌筆者と云ふものがなく收容してからも種々の行事が催された。

上陸作業官一行三二二名
 北極圏に入港したけれども、カイパン、ニューヤニマ、フィリッピン等よりの引揚者と異なり、北極圏は立派であつた。従つて上陸作業時は荷物の荷役のため大きな努力を必要とした。荷物の重さを下ろしてついで母乳がない人が大部分なりで米袋からの引揚と云ふと前以て、荷物の重さを下ろした。本誌筆者と云ふものがなく收容してからも種々の行事が催された。

北極圏に入港したけれども、カイパン、ニューヤニマ、フィリッピン等よりの引揚者と異なり、北極圏は立派であつた。従つて上陸作業時は荷物の荷役のため大きな努力を必要とした。荷物の重さを下ろしてついで母乳がない人が大部分なりで米袋からの引揚と云ふと前以て、荷物の重さを下ろした。本誌筆者と云ふものがなく收容してからも種々の行事が催された。